

特別支援学級補助員【会計年度任用職員】 の勤務条件（予定）

- 1 任用期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 2 勤務場所
上尾市立小・中学校
- 3 職務内容
特別支援学級において、学級担任の行う指導の補助に当たる
- 4 勤務日・勤務時間
週5日 1日7時間
※土曜日・日曜日・祝日、長期休業中（春・夏・冬休み）、開校記念日、県民の日、体験的学習活動等休業日等には原則勤務はありません。（夏休みは2日間プール指導のため勤務の場合あり。）ただし、校長の命により休日勤務がある場合もあります。
※勤務時間の割振りは勤務先の学校長によります。
- 5 賃金（令和6年度実績）
 - ① 日 額 9,170円～
※社会保険料・雇用保険料・所得税が毎月賃金から控除されます。
 - ② 期末・勤勉手当支給あり
 - ③ 通勤費支給あり（通勤距離等により支給）
 - ④ 支給日 翌月21日（休業日の場合は前営業日）
- 6 有給休暇 あり
- 7 社会保険（共済組合・厚生年金保険・介護保険）・雇用保険の適用
加入あり（埼玉県教職員互助会員資格付与あり）
※長期休業中でも、社会保険料がかかります。賃金から天引きできない場合は、別途納めていただく形になりますのでご了承ください。
- 8 公務・通勤災害補償
公務上及び通勤途上中の災害については、労働者災害補償保険法を適用します。

本勤務条件は上尾市条例・規則等に基づくものです。

※今後変更の可能性もあります。